**史跡黒浜貝塚来訪者用タブレット端末機借用申請書**

様式第1号

「史跡黒浜貝塚来訪者用タブレット端末機使用許可書」に記載の注意事項を遵守し、下記のとおり申請します。（下記の太枠のみ、ご記入ください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申込日時 | 令和　　年　　月　　日（　　） | 電話番号※ |  |
| 住所※ |  |
| 団体名（団体の場合のみ） |  | 氏名※ |  |
| 借用期間 | 令和　　　年　　　月　　　日（　　 ）　午前・午後　　　時　　　分から　午前・午後　　　時　　　分まで※原則、利用時間は、１日につき１人（団体利用の場合は１団体）９０分以内です。 |
| 借用台数 | 　　　　　台※団体利用は最大5台まで貸出可 | 来訪者数 | 　　　　名 |

　　※団体申込の場合は、当日来訪できる代表者の方の電話番号・住所・氏名をご記入ください

|  |  |
| --- | --- |
| 受付印 | 【事務処理欄】　　　　　　　　　当日本人確認：□　　管理簿入力：□ |
|  | 端末機番号　：　№ | 受付者： |
| 返却受付　　　：　午前・午後　　　時　　　分 | 返却対応者： |

様式第２号

**史跡黒浜貝塚来訪者用タブレット端末機使用許可書**

|  |  |
| --- | --- |
| 借用期間 | 令和　　　年　　　月　　　日（　　 ）曜日　　午前・午後　　　時　　　分から　午前・午後　　　時　　　分まで |
| 団体名（団体の場合のみ） |  | 氏名 |  |
| 借用台数 | 　　　　　台 | 来訪者数 | 　　　　名 |

|  |  |
| --- | --- |
| 注意事項 | 1. 利用時間は、１日につき１人（団体利用の場合は１グループ）９０分以内です。
2. 利用開始予定5分前までに蓮田市文化財展示館窓口へお越しください。連絡なく利用開始時間を過ぎても窓口へ来られなかった場合は、利用をキャンセルさせていただきます。

**３．窓口でこの許可書と本人確認書類の提示が必要ですので、忘れずにお持ちください。**４．利用終了時間になりましたら、速やかに史跡黒浜貝塚来訪者用タブレット端末機（付属品を含みます。以下「端末機」とします）を窓口へ返却してください。返却が遅れた場合は、以後の利用をお断りする場合がありますのでご注意ください。５．端末機は、史跡黒浜貝塚内のみで利用してください。６．端末機は精密情報通信機器ですので、取り扱いには十分留意してください。７．端末機を第三者へ貸し出さないでください。８．万一、故意または過失により端末機を故障または破損（汚損を含みます）させた場合は、同等製品を購入していただくなど、弁償をしていただきます。９．一部利用制限をかけていますが、あらかじめ設定しているネットワークなどの各種設定の変更は禁止します。１０．端末機の利用により、第三者に被害を及ぼした場合の賠償等については、すべて利用者の責任のもとで対応していただきます。１１．端末機が故障等で、申請いただいた台数を貸出できないことがあります。ご了承ください。１２．雨天時及び荒天時は端末機の貸出は行いません。貸出中に雨が降った場合、使用を中止し、速やかにご返却をお願いします。 |

問い合わせ先　蓮田市文化財展示館　☎048-764-0991

蓮田市教育委員会　社会教育課　文化財保護担当　☎048-768-3111（内線162）